

令和7年度おでかけひろば整備・運営事業者募集に関するFAQ（令和7年4月16日時点）

No.	質問	回答
1	おでかけひろばは、来年度も引き続き整備する計画があるか。	来年度も整備する予定。計画に基づき、目標整備数に達するまで整備を行う。
2	概ね10組の親子が集える広さの目安はどれくらいか。	広さの目安・規定はない。概ね10組の親子が一度に利用しても差し支えないスペースとし、混みあった場合は、長い時間利用している利用者さんに声を掛ける等、譲り合って利用いただけるような対応をしてほしい。
3	ひろば内にほっとステイも整備した場合の加算はあるのか。	計画上、ほっとステイの整備の予定はないため、加算の対象外となる。
4	地域支援事業を実施した日は開設日とは見なされないのか。	地域支援事業を実施しつつ、拠点のひろばを5時間以上開設していれば開設日に含まれる。
5	募集要項P35の地域支援事業④の取組について、例として「小中学校や地域の交流スペースを利用し」とあるが、児童館や保育園で実施する場合も対象になるのか。	対象になる。
6	レスパイト閉室日型において、親が休息している間、子どもはどのように過ごすのか。	普段のひろばスペースでスタッフが見守りを行う。
7	休日育児参加促進事業を土曜日の開設時間内に実施しても加算の対象になるか。	ひろば開設日である土曜日に実施しても対象となる。
8	レスパイト事業に従事するスタッフは有資格者である必要があるか。	保育士又は研修受講者を配置すること。
9	レスパイト事業には保育士又は研修受講者を配置することとあるが、ファミリー・サポート・センター事業の子育て支援者養成研修を受けた場合、研修を受講した者として、見なしでもいいのか。	ファミリー・サポート・センター事業の子育て支援者養成研修のみでは要件を満たせていないため、保育サポーター養成講座を受講する必要がある。
10	保育サポーター養成講座はいつ予定されているか？	6月上旬～7月上旬にかけて実施する予定。 保育サポーター養成講座以外にも、東京都子育て支援員研修の地域保育コース・一時預かり事業を受講することで、レスパイト事業に従事することができる。
11	地域子育て相談機関実施の補助金は、基本事業本体の補助金に上乗せして支給されるのか。	ご認識の通り。
12	ひろばスタッフの他の事業との兼任は可能か。	兼任は可能。ただし、ひろばに従事する時間は、他の事業と兼任してはならない。 （専任の者を2名以上配置の専任とは、ひろば開設時間中（ひろばの担当職員として配置されている時間）に、ひろば事業に従事している職員のこと。）
13	1事業者が複数の候補地を提案することは可能か。	拠点となる1か所において応募をすること。
14	開設時間を例えば10時～12時、13時～16時とすることは可能か？	可能。ただし、休憩等の閉室時間は開設時間には含まれない。
15	出張ひろばを実施する場合、その場所も事業者側で探すのか？	事業者にて探すこと。